子ども・子育て支援法施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十三号

子ども・子育て支援法施行令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第三項（同法第二十三条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項及び第五項、第二十四条第一項第三号、第二十八条第四項、第三十条第四項、第三十二条第二項、第四十条第一項第八号及び第二項、第四十四条第二項、第五十二条第一項第八号及び第十号並びに第二項並びに第五十八条第一項並びに附則第六条第三項、第五項及び第八項並びに第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（保育必要量の認定）

第一条　子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第二十条第三項（法第二十三条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の認定は、小学校就学前子どもの法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うものとする。

（支給認定の変更の認定に関する技術的読替え）

第二条　法第二十三条第三項の規定により法第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	小学校就学前子どもの保護者	支給認定保護者
第三項	第一項の規定による申請	第二十三条第一項の規定による申請（保育必要量の認定に係るものに限る。）
	小学校就学前子どもが	支給認定子どもが
	当該小学校就学前子ども	当該支給認定子ども
	保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）	保育必要量
第四項前段	「支給認定」	この項及び次項において「変更認定」
	支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）	変更認定に係る支給認定保護者
第五項	第一項	第二十三条第一項
	当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する	変更認定を行う必要がある
	保護者に	支給認定保護者に
第六項及び第七項	第一項	第二十三条第一項
	保護者	支給認定保護者

2　法第二十三条第五項の規定により法第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	小学校就学前子どもの保護者	支給認定保護者
第三項	第一項の規定による申請があった	第二十三条第四項の規定による職権（保育必要量の認定に係るものに限る。）を行使する
	申請に係る小学校就学前子ども	職権に係る支給認定子ども
	当該小学校就学前子ども	当該支給認定子ども
	保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）	保育必要量
第四項前段	「支給認定」	この項において「変更認定」
	支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）	変更認定に係る支給認定保護者

（法第二十四条第一項第三号の政令で定めるとき）

第三条　法第二十四条第一項第三号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　当該支給認定保護者が、正当な理由なしに、法第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二　当該支給認定保護者が法第二十条第一項又は第二十三条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

（特例施設型給付費の支給に関する技術的読替え）

第四条　法第二十八条第四項の規定により法第二十七条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	から支給認定教育・保育を受けようとする	（保育所に限る。）から特別利用保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者又は特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育を受けようとする同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
	支給認定教育・保育を当該	特別利用保育又は特別利用教育（第五項及び第七項において「特別利用保育等」という。）を当該同条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
第五項	支給認定子どもが	第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが